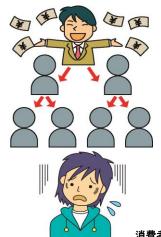
山形市消費生活センター情報 2021年5月号



【事例1】母が友人に勧められて高額なマットレスを購入し、マルチ組織にも加入したようだ。やめさせたいがどうしたらよいか。

【事例2】大学生の息子が友人に誘われ投資の契約をした。会員を増やすよう勧められている。対処方法を知りたい。

消費者庁のイラストを加工

人を紹介すれば報酬が得られる!? マルチ商法的勧誘に注意!!



ここが重要 ベニ!!

- ●マルチ商法とは、商品・サービスを契約し、次は自分が その商品・サービスの勧誘者となって報酬(紹介料)な どを得る商法です。
- ●若者の間では、暗号資産(仮想通貨)や海外事業者等への投資など、具体的な商品がない「モノなしマルチ」の相談が増えています。
- ●勧誘を断りされずに契約をしたが、説明されたように稼げないうえに解 約や返金の交渉が難しいというケースがみられます。親しい人や仲間か らの誘いは断りにくいものですが、断る勇気も必要です。自身も友人を 勧誘することにより、その人との関係を壊してしまうこともあります。
- ●マルチ商法の契約は、契約書面を受け取った日から20日以内に書面で 通知すれば、契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます。
- ●困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火~日曜日(月·祝休館) 午前9時~午後5時

相談專用電話

023-647-2211

いかか

スは 消費者ホットライン 188